

武道の県的拠点施設のあり方研究会設置要綱

(設置)

第1 武道の県的拠点施設（以下「武道拠点施設」という。）に必要な規模及び機能、既存施設の有効活用や高機能化による武道拠点施設のあり方等について研究することを目的に教育委員会事務局内に武道拠点施設整備研究会（以下「局内研究会」という。）を設置する。

(構成)

第2 局内研究会は、教育次長と事務局内の課長をもって構成する。

(会長等)

第3 局内研究会に会長、副会長及び会員を置く。

2 会長は、教育次長（行政）をもって充てる。

3 副会長は、スポーツ課長をもって充てる。

4 会長は、研究会を招集し、会議を主宰する。

5 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(幹事)

第4 局内研究会の事務を処理するため、幹事を置く。

2 幹事は、関係各課の課長補佐、係長、及び担当者をもって構成する。

(庶務)

第5 局内研究会の庶務は、スポーツ課が担当する。

(スケジュール)

第6 局内研究会は、別に定めるスケジュールに沿って研究を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月16日から施行する。

